

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

○ 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。第五号において同じ。）及び履歴書</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四〇十一（略）</p> <p>（帳簿）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一 特定講習を終了した者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに終了した特定講習の種類</p> <p>二〇五</p> <p>2（略）</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））を記載したものに限り。第五号において同じ。）及び履歴書</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四〇十一（略）</p> <p>（帳簿）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一 特定講習を終了した者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別並びに終了した特定講習の種類</p> <p>二〇五</p> <p>2（略）</p>

○ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員（大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。及び履歴書）及び履歴書</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（帳簿）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 指定教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定教習課程の種別</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員（大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限り。及び履歴書）及び履歴書</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（帳簿）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 指定教習課程に係る教習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定教習課程の種別</p>

2
二
四
(略)

2
二
四
(略)

○ 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	<p>（帳簿） 第九条（略）</p> <p>一 特定教育を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該特定教育の種類</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>
改正前	<p>（帳簿） 第九条（略）</p> <p>一 特定教育を受けた者の本籍又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該特定教育の種類</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>